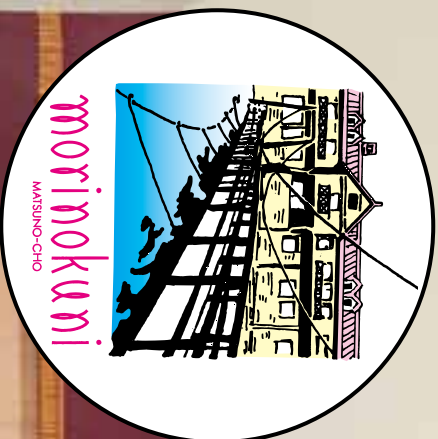




広報

まつの



平成31年

2

月号
February

成人おめでとう
平成31年成人式



平成30年第4回松野町議会定例会

平成30年第4回松野町議会定例会が、12月12日に招集され提出議案などが審議されました。主な内容は、次のとおりです。

報告

松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告について

議案

松野町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について

宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

宇和島地区広域事務組合の規約変更に伴う財産処分について

平成30年度松野町一般会計補正予算（第5号）

平成30年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

平成30年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

▼原案どおり可決されました。

その他

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

▼原案どおり可決されました。

補正予算概要

平成30年度松野町一般会計補正予算（第5号）

補正額：2千533万円（補正後の予算総額：38億4千444万8千円）

人件費 一般職の人事異動に伴う会計異動及び休職、退職に伴う調整により、給料、職員手当等、計891万2千円を減額する一方、時間外勤務手当の増加に伴う、標準報酬額の増による職員共済組合負担金として、共済費158万円を追加。

総務費 一般管理費では、清掃員の退職に伴い、離職報償金として賃金88万4千円を追加し、戸籍住民基本台帳費では、平成29年度からの継続事業として、マイナンバーカードや住民票の写しなどに、旧氏の併記を可能とする関係法令の改正に伴う、住民基本台帳システム改造委託料及び個人の戸籍情報とマイナンバー情報とを関連付けるため、全ての文字情報を収集するための、戸籍総合システム戸籍文字情報抽出委託料として211万7千円を計上。

民生費 社会福祉総務費では、一般職の人事異動等に伴う人件費及び元号改正に伴う国保事業報告システム改造に伴う調整として、国民健康保険特別会計繰出金107万8千円を減額。国民年金事務費では、平成31年4月施行の産前産後期間の国民健康保険料が免除となる関係法令の改正に伴う、国民年金システム改造委託料17万3千円を追加し、老人福祉費では、人事異動等に伴う人件費の調整として、介護保険特別会計繰出金56万9千円を追加。高齢者共同生活住宅費では、平成30年7月から、単身用・世帯用それぞれ入居者が1名ずつ増となったことから、運営費の光熱水費及び老朽化に伴う施設用備品購入費計26万3千円を追加。

衛生費 保健衛生費では、県補助金の内示を受けたことにより、救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減等に繋げることを目的として、旧松野南小学校グラウンドを活用したヘリポート整備事業に係る工事請負費772万7千円を追加。

農林水産業費 農業委員会費では、事務量の増加に伴い、農地台帳整備事務補助員の雇用期間を延長する必要があることから、共済費6万6千円、賃金42万7千円を追加し、担い手育成対策費では、平成30年7月豪雨災害で被災した、営農者の救済措置として、9月補正予算において計上していた被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金について、実績見込みに基づき1千951万4千円を追加。

土木費 住宅管理費では、町営住宅の経年劣化に伴う補修箇所が増加により、修繕料200万円を追加。

一般質問

平成30年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正額：2千851万9千円（補正後の予算総額：5億9千851万9千円）

総務費 一般管理費及び賦課徴収費に、一般職2名に係る給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金計134万8千円を減額する一方、元号改正に伴う国保事業報告システム改造委託料27万円を追加。

基金積立金 前年度繰越金の2分の1相当額の財政調整基金積立金2千230万円を追加。

諸支出金 平成29年度国庫支出金の精算額の確定により、療養給付費等負担金返還金等729万7千円を追加。

平成30年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

補正額：32万7千円（補正後の予算総額：9千32万7千円）

総務費 総務管理費に、一般職2名に係る職員手当等12万円、共済費20万7千円を追加。

平成30年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正額：56万9千円（補正後の予算総額：7億8千23万8千円）

総務費 一般管理費に、一般職3名に係る給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金計56万9千円を追加。

一般質問

土居 一誠 議員

○ 今年7月豪雨災害で被災した箇所の復旧の見通しについて

1 延野々地区と吉野生地区の堤防かさ上げ工事について

町長 答弁

平成30年7月豪雨災害では、長時間にわたる集中豪雨に伴い、73年ぶりに広見川が氾濫し、延野々、吉野地区を中心に253世帯にのぼる家屋が床上床下浸水被害を受け、道路や農地、農業用施設なども被災し、住民生活に大きな困難をもたらしたことは御承知のとおりです。

近年、全国各地において、予測不能のゲリラ豪雨や迷走する台風などの異常気象により、大規模な風水害が多発している状況にあり、今後も河川の流下能力を上回る降雨によって、洪水が発生する頻度が高まることが懸念されています。

今回の豪雨において被災の原因となった広見川の氾濫を受けて、河川の防災減災対策は早急な対応が必要であることから、町では加藤議長に同行いただき、10月23日に県南予地方局長、10月30日には県土木部長を訪問し、また、11月19日には、山本順三国家公安委員長・内閣府特命防災担当大臣をはじめ、本県選出の国会議員に面会し、被災状況説明と併せて、河川改修事業の早期実施、河川内の堆積土砂の撤去等に関する要望書を提出し、事業推進の陳情、要望を行い、それぞれ、その主旨について十分ご理解をいただいたところです。

2 広見川に堆積した土砂の除去について

町長 答弁

河川管理者である県においては、荒廃した山林及び小河川からの大量の土砂が堆積して、河川断面を狭くしている現状も踏まえ、広見川の氾濫対策として堆積土の撤去事業費を国に対し強く要望いただいており、河川改修と併せた複合的な防災減災対策の推進のため、早急な取組みを行っていただいています。

同様な洪水被害がいつ起こるかわからない中で、現時点で明確な完成時期はお答えできる状況にはありませんが、町としては、引き続き広見川の計画断面を確保するための河川改修や河床掘削について、あらゆる機会を通じて繰り返し、国、県に対し強く要望するとともに、7月豪雨災害の課題を分析して現状の把握を行い、関係機関と連携を図りながら、流域全体の状況、特性に合わせた水循環の健全化に取り組み、住民が安心して暮らせる環境づくりに努めていきたいと考えています。

○ 道の駅「虹の森公園」の活性化について

町長 答弁

道の駅「虹の森公園」は平成9年に開園し、20年を経過したところですが、その間、町活性化、交流拠点の核として、本町の観光事業を牽引してきた施設です。

しかしながら、この南予地区及び隣接する高知県幡多圏域においては、多くの道の駅が設置され競争の激化が進む中で、経営状況も厳しさを増してきています。

特に、虹の森公園は、平成30年7月には豪雨災害に伴う施設の浸水被害により、一時休業を余儀なくされ、懸命な復旧活動を経て8月はじめには何とか営業を再開することができましたが、最大の集客時期である夏休み期間に影響が生じたことは、年間の収支に大きな打撃となってしまいました。

指定管理者である、株式会社まちづくり松野においては、森の国ホテルの運営を切り離し、来年度からは虹の森公園に経営資本を集中して、効率的な運営体制を再構築することとしており、現在、会社内で具体的な検討を進めているところですが、その状況を踏まえ、町としての考えを述べさせていただきます。

虹の森公園は、おさかな館、かごもり市場、レストラン、ガラス工房などの複合施設であり、各部門が特徴を生かしつつ連携した事業を展開していくことが重要であるという視点から、顧客満足度を高めるための事業内容の見直しを行うとともに、限られた人材、財源の中でより効率的に運営していくための経営戦略を立てていく必要があります。

まず、メイン施設である、おさかな館については、淡水魚の水族館というユニークな施設であることから、開園20年以上たった現在も年間入館者数は4万6千人を越えるなど、根強い人気を誇っています。災害後、営業再開を心待ちにしていたお客さまの反応、特に子どもたちの様子から、この施設のポテンシャルを改めて実感しました。まだまだ潜在的な需要が隠れていると確信しましたので今後とも特徴あるイベントや新規展示の企画など、話題性のある事業展開やPR活動に努めていきたいと思っています。

次に、かごもり市場に関しては、売上額がここ数年6千2百万円程度で推移しており、売上が伸びない原因としては、出荷者の高齢化に伴う農産物や加工品の出荷量の減少が大きく影響していると考えています。こうしたことから、出荷者とのコミュニケーションをより緊密にすることにより、農産物の情報

を把握し、レストランとの連携による野菜買取りなども検討しながら、出荷意欲の向上に努めるとともに、消費者のニーズを的確に把握し、需要供給のバランスを意識した商品量の確保に努め、消費者が楽しめる売り場としての充実を図っていききたいと考えています。

レストランと隣のフードコーナーについては、道の駅の「食」を担っている部門であり、来場者の関心も高いジャンルです。これまでも様々な企画を展開してきましたが、なかなか収益増につながる取組みを打ち出せていない状況であり、集客に対するコスト計算、収支バランスが難しい部門であると実感しています。このため、冬期にはフードコーナーとレストランを一体管理とするなど、経費削減にも努めながら、来年度に向けては、メニューの大幅な見直しを行うとともに、テイクアウト商品の開発などにより、集客力を高めていくことが必要と考えています。

ガラス工房については、再生ガラスを活用した特徴的な施設として歴史を重ねてきた部門ですが、人件費や燃料費、電気代などのランニングコストがかさみ、収支状況は厳しいものとなっています。今回、1月から一時休業し、施設メンテナンスを行いながら、運営方式の抜本的な見直しを行う方針であり、何とか経営の重荷とならない方式を実現し、この魅力ある施設を継続活用することができるよう、検討を進めていきたいと考えています。

今回の豪雨災害は、虹の森公園にとっても大変困難な状況でしたが、その復興の過程で各方面からのボランティアの皆さまに復旧活動はもちろん、情報発信の面でも支援をいただきました。復興の様子が各方面へ発信されることによって、再開時の大きな集客につながったものと感謝しているところです。「四国地区道の駅連絡会」や「動物園水族館協会」、自転車愛好団体の皆さまをはじめ、多くの方々のご厚意をいただき、虹の森公園が多くの人々に愛され、

支えられていることを忘れてはならないと強く感じています。

活気あふれる道の駅としていくために、更に画期的な取組みやアイデアが必要であると思いますが、まずは経営基盤を安定させ、安心して皆さんをお迎えできる拠点とすることが第一であり、十分に道の駅の使命を果たしていけるよう指定管理者とともに取り組んでいきたいと考えています。

○ 時代の変化と歴史教育の重要性について

教育長 答弁

これからの社会は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速を増し、情報化やグローバル化といった社会の変化が、人間の予測をはるかに超えて進展すると思われます。

とりわけ最近では、第4次産業革命といわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近なものがインターネット経由でつながり最適化されたりする時代が到来し、社会や生活を大きく変えるとの予測もあります。

また、子どもたちが将来就くことになる職業についても、「子どもたちの65%は、今存在していない職業に就く」、「今後10～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い」、「2045年には人工知能が人類を超える」といった研究者の指摘もあります。

これらはあくまでも予測であり、その域を越えるものではありませんが、確実に言えることは、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難であるということです。そしてそれは、どこで、どのような職業や人生を選択するかを問わず、全ての子どもたちの生き方に影響するということです。

このような状況の中で、歴史に学ぶこと、すなわち、

過去を学び現在の状況を考え、未来を見つめることは、将来の国の担い手である子どもたちにとって、あるいは先の見通せない未来で、幸せな人生を切り開かなければならない子どもたちにとって、大きな意義があり、重要な教育の一つだと考えています。

義務教育段階では、小学校6年生の社会科と中学校の社会科の歴史的分野で主に学習します。その内容は、歴史上の人物の功績や人となり、様々な歴史事象の年代や内容、人々の生活や文化など多岐にわたります。

しかし、それらを単なる知識として、教師が一方的に教え込むだけ、あるいは、まる暗記するだけの学習では歴史教育本来の目的は達成できないと考えます。別の言い方をすれば、そのような学習では、予測できない未来で未知の課題に遭遇したとき、それらをよりよく解決しながら、豊かな社会や幸せな人生を創り出す力は身に付かないということです。

先日、NHKの大河ドラマで「西南戦争」が取り上げられていました。

「1877年（明治10年）、西郷隆盛らを中心に、政府に不満を持つ土族が西南戦争を起こした。それに対して政府は、徴兵令によって組織した近代的な軍隊で土族軍を破り、以後土族の反乱はなくなった。・・・」

おおむね、教科書にはこのようなことが記述されています。これを単なる暗記の学習にしないために、次のような学習が考えられます。

まずは、子どもたちが自分で課題を設定します。例えば、「なぜ、西南戦争は起こったのか。武士の不満とは何だったのか。戦争が終わって土族や社会はどう変わったのか。西郷隆盛は何を望んでいたか。大久保利通はどんな日本にしたいかったのか。」などが考えられます。

次に、それらの課題を解決するために必要な資料を集め、様々な視点や側面から考察します。例えば、「土族の立場から、政府の立場から、世界情勢から、

経済的な視点から、政治的な視点から」などです。そうして、自分なりの答えを見つけ出し、まとめます。さらに、それを友達に説明したり議論したりする学習を通して、自分の考えを深めていきます。

このような学習を丁寧積み重ねることで、「我が国や我が国の歴史に愛着を持つようになったり」、「歴史上の人物や文化遺産を尊重しようとする自覚」や「将来を担う国民としての自覚が深まったりする。」と考えます。また、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚も深まると思っています。

そしてこれらが、「世界観」「倫理観」「使命感」の育成につながるものと考えます。したがって、「世界観」「倫理観」「使命感」は、知識として身に付けたり、一方的に押し付けたりして身に付くものではないと考えています。

併せて、これらは、歴史教育だけではなく、ほかの教科や道徳、そのほかの様々な教育活動を通して身に付けていくものであることも付け加えさせていただきます。

このような教科書を中心とした歴史学習を行うのですが、子どもたちにとっては、もっと身近な歴史、すなわち本町の歴史についてもしっかりと学ばせなければならぬと思っています。現在、小学生3・4年生が、副読本「松野のくらし」を使って、「現代のおおまかな歴史、町の発展に尽くした人物や文化遺産」について学習しています。また、6年生は「山城学」で河後森城について、ICTを効果的に活用したり、体験的な学習も取り入れたりしながら、学習しています。

松野町には、ほかに学ぶべき歴史遺産、文化遺産はたくさんあります。今後、それらを教材化し、子どもたちに学習させることで、松野町の人や自然、歴史や文化が大好きで、それらを大切に思い、守り育てようとする心情や態度を養うとともに、松野町の将来の担い手としての自覚も深めることができる

と考えています。

今後、これまで以上に歴史教育を充実させ、松野町の未来を託す子どもたちの「世界観」「倫理観」「使命感」を育んでいきたいと思っています。

板尾 喜雄 議員

○ 首長の兼職禁止問題について

1 株主としての出資と運営について

町長答弁

私は「株式会社松野町農林公社」と「株式会社まちづくり松野」両法人の代表取締役を兼務していますが、まちづくり松野の就任過程においては、議員各位とも十分議論をしながら、最終的には法人運営が軌道に乗るまでは町長が責任を持つべきとの指摘により、緊急措置的に社長を引き受け、現在に至っています。

まず、私の「株式会社まちづくり松野」への法人出資が、地方自治法の特例規定の適用上に齟齬が生じないのかについてですが、町が2分の1以上を出資している法人については、地方自治法における兼業禁止の適用除外とされています。これは平成3年の法改正において、地方公共団体が主体となって設立した法人については、首長等の執行機関の兼業を認めることで、外部に対する信用や団体意思の反映など、その有益性が期待できると考えられたことによるものです。

個人出資の点については、その違法性の有無を地方自治法及び地方公務員法並びに公職選挙法に照らし合わせ、町としては禁止規定には該当しないと判断し、併せて、この見解を総務省に確認し、平成29年7月11日付けで「禁止規定には該当せず、違法性

はない」との回答を得ているものです。

また、指定管理における委託契約が、民法上の双方代理禁止の規定の適用などにおいて、一点の曇りもなく純粋な関係性が確保されているかについてですが、民法第108条では、自己契約及び双方代理を禁止していますが、地方自治法にはこの規定を緩和する特段の規定を設けておらず、同一人物間の契約は、法に抵触することとなります。

このため、町と株式会社まちづくり松野との契約においては、当事者の一方の契約締結権限を委任しており、契約に問題はないと認識していますが、指定管理者となっている町出資法人の運営に町長がいつまでも携わること、好ましいことではないと考えています。

これらの状況を踏まえ、私としては、経営手腕にたけた適材の方に法人の責任者をお任せするほうが、透明性の見地からも、町民が不審を抱くことも無くなり、町と指定管理者という純粋な関係が築けるのではないかと思います。ただ、現状では適任者が見つかっておらず、喫緊の課題として、議会にも相談しながら、早急に対策を検討していきたいと考えています。

2 松野町政治倫理条例について

町長答弁

疑義とするのは、第6条に規定する町の公共事業の契約に対する遵守事項の「一定期間にわたる継続的な業務委託契約を辞退しなければならぬ」に該当するのではないかという点であろうと推察します。

たしかに、条文どおりに解釈すれば抵触することが疑われるかもしれませんが、指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経たうえで地方公共団体に代わって行うもので、その選定は行政処分に

位置づけられており、町と指定管理者とに取引関係は存在しないため、「請負」とされる民法631条の請負契約や、町から一定の報酬を得てその需要を供給することには当たらないと解されていることから、条例で規定する「業務委託契約」には該当せず、条例に反するものではないと考えています。

とは言え、より指定管理者の独立性を高めることが必要であるとの思いから、責任ある立場の私としては、現状を速やかに改善することが務めであると考えています。

○ 町議会議員のなり手不足問題について

町長答弁

執行機関を司る私が、議決機関である議会の基本的なあり方について意見を申し上げることは、立場上はばかりべきところですが、議会がその機能を十分に果たしていただくことは、町政の円滑な推進のために極めて重要なものであり、お許しをいただきまして私の思いを述べさせていただきます。

現在、地方議会は様々な課題に直面しており、特に過疎地の小規模自治体では、なり手不足が深刻化しています。直近の平成27年度に実施された統一地方選挙においては、当選率つまり競争率が1・13倍となっており、人口1,000人以下の小規模な町村では実に6割以上が無投票であったとのことです。今後、少子高齢化・人口減少に伴い、こうした傾向が進むことは、議会制民主主義を堅持するうえでゆゆしき事態といえます。

議員のなり手不足の背景には、地方政治への関心の低さや不信感に加え、議員報酬が低額であること、兼業がしにくいことなどの要因が指摘されています。

こうした課題を解決するには、例えば夜間や休日

の議会開催など、主婦や若者などの多様な層の住民が議会へ参画しやすい方策を検討することも必要ではないかと思えます。特に、男女共同参画社会といわれて久しい中で、子育てや教育、介護福祉など幅広い分野で活発な議論が行われるためには、女性の参画促進も重要なテーマであると考えています。

また、立候補の足かせとも言える兼業制限の見直しは、重要な視点であると考えます。高知県大川村では、地方自治法第94条の規定に基づく「有権者による住民総会」を模索するとともに、現在では社会福祉や産業振興に関する団体の役員らの兼業を認めることを想定し、条例の制定を検討するなど、議員のなり手不足問題の議論に一石を投じ、国に対しても実効性ある対策を求めていることは、小規模自治体にとって注視すべき内容です。

加えて、新聞報道で県下の議員報酬一覧が掲載されていました。市町間の較差が如実となっており、本町の議員報酬は県下9町の平均額を月額で4万円程度下回っています。人口規模や財政力により若干の差があるのは致し方ないとしても、現行の額が果たして適当なのか、議論が必要ではないかと感じているところです。

住民と行政との距離を縮め、地域課題をきめ細やかに把握し、意思決定に反映させるためには、今以上に地域の代表としての機能が求められます。このような中で、住民自らが政策立案に積極的に参画する意欲を持っていたけるような取組みが重要であり、加えて立候補にかかる障害を小さくする方策について、議会はもとより執行機関側でも知恵を出していく必要があると思います。

平成31年2月に改選期を迎える本町議会において、先述した課題を踏まえた見直しを進めることは、期間的にも困難な状況であると思いますが、このことについては、できるだけ早い時期に、まずは議会において十分な議論がなされることを切に願うところです。



平成31年成人式



1月3日(木)、町民センターで成人式が行われました。

今年は新成人(平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれ)43名のうち36名が出席となりました。新成人の皆さんは、初々しいスーツや、艶やかな振袖に身を包み、会場を華やかに彩っていました。

式典では、坂本町長が、「たくさんのごとに挑戦してほしい。皆さんの夢の実現を、私たちは心から応援している。そして、役割をしっかりと果たしてほしい。」とエールを送りました。このほかにも、加藤議長や県知事から激励とお祝いの言葉が送られました。

また、新成人は一人ひとりが近況や抱負を発表し、成人者を代表し山本綾音さんが「失敗を恐れず立ち向かっていく勇氣、そして、人心緑化の精神を忘れず、郷土の未来を築く担い手として期待と信頼が得られるよう努力したい。」と誓いの言葉を述べました。

式典終了後、記念撮影や虹の森公園レストラン遊鶴羽に移動し懇親会が行われ、参加した皆さんは、久しぶりに会う級友や恩師との会話も弾み、ふるさとでの楽しいひとときを過ごしていました。

新成人の皆さん、大人の自覚と責任を持って大いに飛躍してください。

11/22

民生委員・児童委員を対象とした ゲートキーパー養成講座

11月22日(木)、民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成講座が開講されました。

ゲートキーパーとは、様々なきっかけや要因が重なり、生きていくことに疲れた方の心身の不調に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

町では、1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただし、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていくことの重要性から日頃、住民と密接な関係のある民生委員・児童委員を対象に、ゲートキーパー養成講座を開講しました。

講師に、NPO法人こころ塾の村松信一郎さんをお迎えし、うつ病などの精神疾患についての知識も含め、ゲートキーパーの役割について説明をいただきました。精神的な病気の症状が、腰痛等の身体症状として出現する場合もあるため、身体に出たストレスのサインを本人や周囲の人たちが早期に気づき、必要な支援につなげていくことが大切であると説明されました。参加者は、今後の活動に活かすためにも、講師の話を真剣に聞かれています。



▲NPO法人こころ塾 村松信一郎さん



12/9~

旧松野南小学校 利活用ワークショップ

旧松野南小学校の利活用を考えるワークショップが開催され、地元目黒の地域づくりにつながる活用方法について、地域住民が参加し意見交換が行われました。これは町が検討している活用計画に地域の意見を反映させようと開催されたものです。

まず、12月9日(日)には大人を対象としたワークショップが行われ、約40名が集まりました。目黒の良いところや現在の課題などを踏まえ、再活用のアイデアについて意見を出し合いました。当日は、東京大学の羽藤教授、そして愛媛大学の皆さんに取りまとめや助言をいただきながら話し合いが進められました。また、12月27日(木)には、子どもたちを対象としたワークショップが開催され、昨年まで南小学校に在籍していた小中学生6名が参加しました。地域おこし協力隊の真庭隊員の企画により、学校を楽しみレクリエーションも盛り込まれ、子どもたちもリラックスして楽しく意見を出し合うことができました。それぞれのワークショップにおいて、様々な意見が挙げられましたが、いずれも南小学校を大切に思う気持ちが表れていたようです。今回のワークショップの意見を踏まえ、次回は更に具体的な話し合いが行われる予定です。





12/22

親子門松づくり教室

12月22日(土)、スポーツ交流センターで、門松づくり教室が開催されました。毎年恒例となっているこの催しは、松野町中央公民館が主催したもので、西小学校児童、保護者約40名が参加し、門松づくりを通じて交流を深めました。保護者と協力して作ったり、自己流にアレンジしたりと様々な門松ができあがりました。

12/22

吉野生地区公民館 しめ縄づくり教室

12月22日(土)、吉野生地区公民館でしめ縄づくり教室が開かれました。この教室は、東小学校の児童を対象に吉野老人クラブ長生会の協力で毎年行われています。

当日は、13名の小学生と保護者・一般参加者5名が参加し、しめ縄づくりに挑戦しました。

吉野生地区公民館・山本吉和館長のあいさつの後、長生会・宇治惣市さんから正月飾りの由来や使用する材料や手順について説明を受け作業を開始しました。

一年生から三年生までの8名は保護者と一緒に、キットを使った輪じめを作りました。

折り紙での扇や御幣を作る作業では悪戦苦闘していましたが、干支の亥の折り紙と一緒に飾りつけてみると、予想以上の仕上がりで思わず笑みがこぼれていました。

高学年の5名は、手際よく仕上げ、それぞれ個性のある門しめが完成しました。



毎年、わらや竹の調達、ウラジロ、ツルの葉などの準備に協力いただく長生会の皆さんありがとうございました。

12/27

吉野生地区公民館・目黒地区公民館 フラワーアレンジ教室

12月27日(木)、吉野生地区公民館・目黒地区公民館の2会場でフラワーアレンジメント教室が開かれました。

この教室は、各公民館が地域の女性にお正月の生け花教室で潤いのある時間を過ごしてもらおうと毎年実施しているものです。

今回は吉野生地区41名、目黒地区12名が参加して行われました。

参加者は、松や千両、蘭などを、それぞれの感性で手際よく活け込みオリジナルなお正月飾りを作り、できあがった素敵なお花で、よい年を迎えられたことと思います。

公民館では、今後も地域のみなさんと一緒に楽しい行事の計画実施に努めていきます。公民館行事にぜひご参加ください。



▶吉野地区の様子



▶目黒地区の様子



平成31年の区長さんが決まりました

※順不同、敬称略

部落名	区長名	部落名	区長名
松 丸	井上 六廣	上家地	濱田 章二
延野々	平野 耕右	目 黒	竹内 義富
豊岡後	山田 史郎	吉 野	安西 博文
豊岡前	毛利 達晴	蕨 生	井上 忠
富 岡	須田 正文	奥野川	瀧本 精二

よろしくお願いします。

防災安全コーナー



火災予防
火の用心
ことばを形に
習慣に

消防団 年末特別警戒

消防団では、12月27日(木)から31日(月)までの5日間、年末特別警戒が実施されました。

各部の団員が交代で巡回を行い、無事新年を迎えることができました。

多くの火災が、ちょっとした不注意から発生しています。火を取り扱う時は、十分に注意しましょう。



たき火を始める前の注意

- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行いましょう。
- ・乾燥注意報等が出ているときや、風の強いときはやめましょう。
- ・水バケツ、消火器等による消火の準備をしましょう。
- ・多量の煙が出ると思われる場合は事前に消防団に連絡しましょう。

たき火をしているときの注意

- ・火を消すまで、その場を離れないようにしましょう。
- ・子どもだけでは絶対にたき火をさせないようにしましょう。
- ・火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、着衣着火・やけど等に注意しましょう。

たき火が終わった後の注意

- ・再び燃え出さないよう完全に火が消えたことを確認しましょう。

寒い冬の時期は、火気を扱うことが増え、空気の乾燥や強風などと相まって火災の発生する可能性が増えます。宇和島地区管内では「たき火」による火災の割合が増加しています。たき火をする時は、次の事項に十分注意して、火災を起こさないようにしましょう。

第8回 不器男の庭

「不器男ゆかりの地をめぐる休日 その2」

地域おこし協力隊 川嶋健佑

前回に続いて昨年11月10日に行われた「不器男ゆかりの地をめぐる休日」についてお話ししたいと思います。これは、いよいよ2月24日に開催が迫ってきた第65回不器男忌俳句大会に向け、不器男さんについての理解を深めることを目的として開催されました。午前中の部は愛媛大学教育学部准教授青木亮人さんの解説で河後森城跡と町内の不器男句碑を巡りました。河後森城登城口の永昌寺には「ふるさとの幾山垣や今朝の秋」の句碑があり山の尾根の輪郭がはつきりと見えます。この日巡った句碑の中でも松野西小学校前に建てられた「あなたなる夜雨の葛のあなたかな」の句碑は立派な石に句が彫られています。この句碑は昭和30年2月24日に建立され、合わせて第1回の不器男忌俳句大会が開催されました。

さて、今年の不器男忌俳句大会は自由散策で俳句を作る時間を設けています。2月24日は不器男さんの命日です。不器男さんを偲んで一句詠んでみませんか。

【大会日程】

森の国俳句ウォーク（当日句募集）

9時～ 受付

11時30分 投句締切

15時～ 入選者発表及び表彰式（俳句大会内）

※ 受付はコミュニティセンターで行います。

まちの投句箱

葛句会十二月例会句会 於 長太郎

遠き日の秘めごとのあり冬の山
神のもの編む新葉は地に置かず
アイロンを掛けて用意すお年玉
秋蝶に花一輪を残しけり
炭燃えて昨日のことは昨日のこと
冬日射す待合室に福祉杖
励まして励まされある冬ぬくし
盃を重ね重ねる師走かな
一句作って忘年会へかけつける

伊井 はじめ
伊藤 富子
金谷 重子
金谷 文恵
川嶋 健佑
谷 きよし
布 康江
ひの たいら
古谷 香

俳句のポスト投句作品優秀句 十一月投句分

聖夜の灯街にアンディ・ウィリアムス
宇和島市 城
歳晩や山家に上がる一と煙
四十十市 左山 遼
もみじ見てこころおちつく秋の空
山崎晴一郎
山茶花の赤受け止むる石畳
明日 音

※一部選者の手直しが入っているものもあります。

選者 葛句会会長 谷きよし

ご寄付お礼（敬称略）

☆社会福祉協議会へ

山崎 努 松野町

上川 和彦 松野町

ありがとうございます。

お誕生おめでとうございます

（敬称略）

（住所）（保護者）（出生児）（性別）

松丸 沖野 健治 柊 南 女

豊後 音地 純太 陽 斗 男

健やかな成長をお祈りいたします。

お悔み（敬称略）

（住所）（死亡者）（享年）

延野々 細谷千恵子 94歳

延野々 山崎 定義 92歳

富岡 丹場 武夫 90歳

目黒 河野ヒナ子 93歳

ご冥福をお祈りいたします。

町の人口

平成30年12月31日現在
※外国人を含みます。

世帯数 2,062世帯（前月比 +2世帯）

総人口 4,002人（前月比 -4人）
男1,888人 女2,114人

【12月中の異動】

○出生 2人 ○死亡 9人
○転入 41人 ○転出 38人

農業委員会だより（2月号）

農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されました

農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、平成30年11月16日より施行されました。農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地の活用がしやすくなりました。

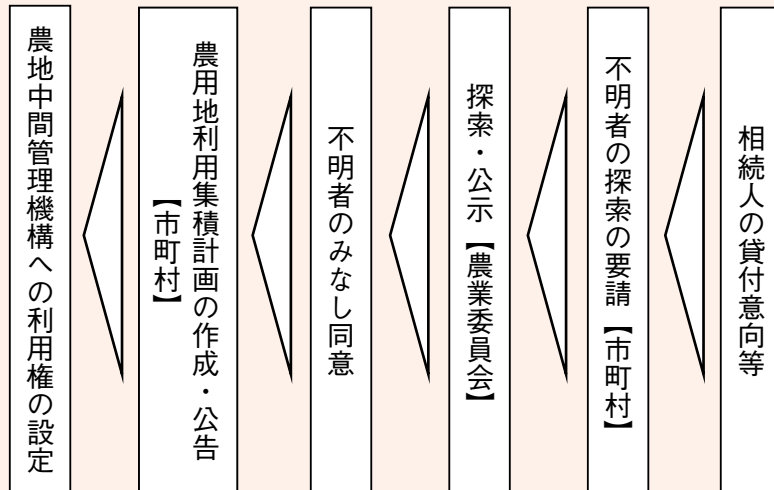
改正のポイントは大きく2点あります。1点目は、相続未登記農地等の利用の促進です。これまで、共有持分の2分の1以上を有する方の同意を得ることができない農地については、農用地利用集積計画による貸借ができませんでした。今回の法改正後は、申請者の申し出により、市町村長が農業委員会に不明な共有者の探索を要請し、農業委員会は一定の範囲において探索を行います。探索を行ってもなお2分の1以上の共有持分を有する方が判明しない場合には、分かっている共有者全員の同意を得て、農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示します。公示の結果、不明共有者が公示に係る事項について異議を述べなかった場合には、当該不明共有者は農用地利用集積計画について同意したものとみなすこととなり、これによって農地の貸借等を行うことができるようになります。

2点目は、底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取り扱いです。農業用ハウス等を設置するにあたり、事前に農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとして扱われるようになります。ただし、要件には一定の基準がありますので、確認のうえ、ご対応ください。

ください。

今回の法改正について不明な点があれば、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

新制度(相続未登記農地等の活用)のフロー図



※今月の「女性農業委員会伝言板」は、都合により休載します。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局
☎42・11114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

- 【日時】 2月12日(火)10時～12時
- 【場所】 町民センター 1階 婦人室
- 【内容】 行政に関する苦情や要望
- 【相談員】 山崎 ルリ子（行政相談委員）

2 心配ごと相談

- 【日時】 2月12日(火)10時～12時
- 【場所】 町民センター 1階 老人室
- 【内容】 心配ごと相談
- 【相談員】 民生児童委員

3 人権相談

- 【日時】 2月12日(火)10時～12時
- 【場所】 町民センター 1階 老人室
- 【内容】 人権相談
- 【相談員】 人権擁護委員

2月納期（町税等）のお知らせ

今月の納付期限は次のとおりです。期限までに納付しましょう。

税 目	納 期 限
固定資産税（4期）	
国民健康保険税（8期）	
介護保険料（8期）	2月28日(木)
後期高齢者医療保険料（8期）	

【問い合わせ先】 町民課 税務係 ☎42・11112

終了まであと少し！TOKYO 2020

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」にご協力ください

東京2020組織委員会では、使用済の小型家電からオリンピック・パラリンピックのメダルをつくる世界初の取組みを実施しています。

あなたの携帯電話や小型家電がメダルに生まれ変わります。

みんなの想いがこもったメダルを東京2020オリンピック・パラリンピックのアスリートに届けませんか。

県内での回収は、県庁第1別館 1階ロビーの回収ボックスや、各市町で実施しています。ぜひ回収にご協力ください。

【HP】

<https://www.pref.ehime.jp/h15700/medalproject.html>

【問い合わせ先】

循環型社会推進課 ☎089・912・2356

✉junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp



宇和島税務署からのお知らせ

お早めに春の確定申告

今年も確定申告の時期になりました。
確定申告の準備は、もうお済みですか。

申告と納税は	所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)まで
	贈与税	3月15日(金)まで
	消費税及び地方消費税	4月1日(月)まで

申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxによる送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函が便利です。ご自身で作成し、できるだけお早めに提出してください。

納税は、振替納税の利用をおすすめします。

確定申告会場は平成31年2月18日(月)から

宇和島税務署の確定申告会場の開設期間は、2月18日(月)から3月15日(金)まで（土、日曜日を除く）です。

上記の期間より前は確定申告会場を設置していませんのでご注意ください。（ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。）

受付時間は、8時30分（相談開始は9時）から16時です。ただし、会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

期間中（特に確定申告初日〔2月18日〕）、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

また、駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関などをご利用ください。

電話による申告相談をご利用ください

1月18日(金)から3月15日(金)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。

なお、土・日・祝日については、2月24日(日)及び3月3日(日)のみ、電話相談を行っています。

宇和島税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

※ 確定申告以外の国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、宇和島税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつながります。

不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

宇和島税務署（宇和島市堀端町1番38号） ☎22-4511

（自動音声で案内しますので、案内に従い用件の番号を選択してください。）

ヘルプマークをご存じですか？

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がい、難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせたり、援助を得やすくしたりすることを目的に作成されたマークです。

【対象者】

- ・義足や人工関節を使用している方
- ・内部障がいや難病の方
- ・妊娠初期の方など配慮を必要としている方
(障がい種別、等級等による条件はありません。)

【配布場所・配布方法】

- ・保健福祉課窓口で必要とする方に無料配布しています。
- ・郵送による配布は原則行っていません。(ただし、町内在住の方で取りに行くことが困難な場合はご相談ください。)
- ・家族や支援者等の代理人への配布も可能です。

【使用方法】

ストラップを利用して、かばん等につけて使用します。

※ 使用する際には、ストラップがドア等に挟まったり引っかかったりすると危険です。十分ご注意ください。

ぜひ趣旨などをご理解いただき、思いやりのある支援をお願いします。

【問い合わせ先】 保健福祉課 ☎42-0708



えひめ結婚支援センター「ボランティア推進員」を募集します

県が開設した「えひめ結婚支援センター」では、独身男女に出会いの場を提供するイベントを各地で開催しており、参加者の交際フォロー等を行う愛のキューピッド役として「ボランティア推進員」の方に協力していただいています。

現在、県内で約200名の方が活動されていますが、更なる活動を推進するため、出会いイベントの運営やカップルのフォローにご協力いただける皆さんを募集しています。

つきましては、次のとおり説明会を開催しますので、興味のある方はぜひご応募ください。(事前申込みが必要です。)

南予地区説明会

【宇和島市】

日 時 2月22日(金) 13時～15時

場 所 宇和島市役所701会議室(宇和島市曙町1番地)

【大洲市】

日 時 2月22日(金) 18時～20時

場 所 大洲喜多法人会(大洲市中村字長畑210-39 尾張屋ビル2階)

【問い合わせ先】

えひめ結婚支援センター((一社)愛媛県法人会連合会内) ☎089-933-5596

松山市大手町2-5-7 松山商工会館2階

ホームページ <http://www.msc-ehime.jp>

携帯サイト <http://www.msc-ehime.jp/m/>

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

◆ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆ 老後のためだけのものではありません！

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◆ 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※ 平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。

国民年金の相談・手続きについては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

宇和島年金事務所 ☎22-5569（予約相談も受け付けています。）

町民課 ☎42-1113



高齢者の肺炎球菌感染症予防接種はお済みですか

今年度対象となっている方には、お知らせを送付させていただいております。接種期限が平成31年3月31日までとなりますので、接種を希望される方は、事前に医療機関に予約をし、体調の良い時に接種を受けましょう。

（今年度対象者）

年齢	生年月日	年齢	生年月日	年齢	生年月日
65	S 28. 4. 2～S 29. 4. 1	80	S 13. 4. 2～S 14. 4. 1	95	T 12. 4. 2～T 13. 4. 1
70	S 23. 4. 2～S 24. 4. 1	85	S 8. 4. 2～S 9. 4. 1	100	T 7. 4. 2～T 8. 4. 1
75	S 18. 4. 2～S 19. 4. 1	90	S 3. 4. 2～S 4. 4. 1		

【問い合わせ先】 保健福祉課 ☎42-0708

平成31年度 町県民税の所得申告の受付と相談について

所得申告の時期となりました。つきましては地区ごとに申告の受付と相談を行いますので、下記の日程表をご確認のうえお越しく下さい。

なお、それぞれの地区で申告できない方は、下記の日程以外の時間帯に町民課（税務係）で3月15日（金）までに申告をしてください。

申告の対象は、平成31年1月1日現在、松野町に住所を有する方で、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの所得です。

前年中に無収入の方でも申告していない場合は、国民健康保険税の軽減が受けられないほか、所得・課税（非課税）証明書等の発行や、児童手当の受給資格認定のための判定ができなくなります。

※ 税務署で所得税の確定申告をされる方は、この町県民税の申告は必要ありません。

1 申告に必要なもの

- (1) 事業（農業・営業・その他）の収入支出のわかる帳簿・書類（収入内訳書・通帳・領収書など）
- (2) 給与、公的年金のある方は、それぞれの源泉徴収票
- (3) 一時所得（個人年金や生命保険満期の受け取り等）のわかる書類
- (4) 社会保険料（国民年金保険料等）控除証明書、生命保険料・地震（旧長期損害）保険料の支払証明書
- (5) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や保険等で補てんされた金額がわかる書類、通帳など
- (6) 住宅借入金（取得）等、特別控除を受ける方は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
- (7) 障害者控除（扶養控除の障がい者も含む）の適用を受ける場合は、身体障害者手帳など
- (8) 印鑑
- (9) 所得税を口座振替で納付される方や還付金の受け取りが見込まれる方は、本人名義の通帳と印鑑
- (10) 平成30年7月豪雨災害に遭われた方で、雑損控除申告される方は、あらかじめ作成した計算書

平成29年度の申告から、マイナンバーの記載が必要となります。以下の書類をご持参ください。

- ・ **番号確認できるもの**（マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票のいずれか1つ）
- ・ **本人確認できるもの**（免許証・パスポート・健康保険証・介護保険証・障害者手帳等）

※ 扶養親族等についてもマイナンバーの記載が必要となります。

2 所得申告の受付・相談の日程

地区名	対 象 地 区	月 日	曜日	時 間	場 所
松 丸	全 域	2月18日	月	9:00～15:00	町民センター
延野々	東組 仲組 野尻 住宅組	2月19日	火	9:00～15:00	延野々集会所
	五郎丸 古井谷	2月20日	水	9:00～12:00	
豊岡後	全 域	2月21日	木	9:00～15:00	豊岡後集会所
豊岡前	全 域	2月22日	金	9:00～15:00	豊岡前集会所
富 岡	全 域	2月26日	火	9:00～15:00	富岡公民館
上家地	全 域	2月27日	水	13:00～15:00	上家地集会所
目 黒	国木谷 下組 中央1 中央2	2月28日	木	9:00～15:00	目黒基幹集落センター
	西の川 上目黒	3月1日	金	9:00～12:00	
吉 野	西組 梁瀬 豊盛	3月4日	月	9:00～15:00	吉野生公民館
	町組 上在（葛川）	3月5日	火	9:00～12:00	
蕨 生	鳥居 鈴井 真土	3月6日	水	9:00～15:00	蕨生集会所
	谷口 延行（奥内）（葛川）	3月7日	木	9:00～12:00	
奥野川	全 域（奥内）	3月8日	金	9:00～15:00	奥野川住民センター
町 内 全 域		3月10日	日	9:00～15:00	町民センター

3 申告会場でのお願い

例年、会場は大変混雑します。混雑解消及び迅速な申告受付のため、次のことについてご協力をお願いします。

(1) 農業、不動産、営業所得のある方

収入金額や必要経費については、ご自身で事前に費目ごとに集計してお越しく下さい。

※ 平成26年1月から白色申告の方でも記帳・帳簿等の保存義務があります。

(2) 医療費控除を受ける方

受診者、医療機関ごとに、ご自身で医療費を集計してお越しく下さい。

(3) 雑損控除を受ける方（平成30年7月豪雨災害による）

あらかじめ計算書を作成してお越しく下さい。計算書を作成していない場合、その場での申告を受付できないことがあります。

【問い合わせ先】 町民課 税務係 ☎42-1112

高血糖予防の食事について

「糖尿病」と診断された方は、主治医がカロリーや塩分などを指示し、管理栄養士がその指示に基づいて食事についてお話をさせていただきますが、今まで好きなものを好きなだけ食べていたのに、あれこれ指示されてしまい、やる気がなくなってしまうことも…。

そこで、糖尿病ではない「ちょっと血糖値が高め」のうちに、食事を見直してみませんか？

1 食物繊維を多く含む食品を摂る

「簡単に済ませることができる」麺や丼などの「単品」は、血糖値を上げやすい食品ですが、野菜・海藻・きのこなどに含まれる食物繊維は、血糖の急激な上昇を抑えます。また、野菜から先に「ゆっくり噛んで」食べることも、満足感を与えます。

単品ものが多い方は、野菜を1皿加えてみてはいかがでしょうか。

2 食事はできるだけ規則正しく

だらだらと食べることは、血糖値が高い状態が続きます。逆に空腹過ぎると、つい食べ過ぎてしまいがちで、結果として血糖値の急上昇につながります。

規則正しく3食を摂ることが理想ですが、仕事等で食事時間が不規則になる方も多いと思います。例えば、昼食と夕食の時間が10時間以上空く方は、夕方におにぎりなどを食べ、夕食は肉・魚・豆腐などのたんぱく質と、野菜中心のおかずで軽く済ませるなど、分食で調節することもできます。

3 糖質は極端に制限しない

ごはんやパンなどの糖質は、身体の中で「ガソリン」の役割をします。糖質が身体に入らないと筋肉などを分解してエネルギーを作り、その状態が長く続くと、低栄養状態や腎機能異常を引き起こします。また、食事の栄養バランスが崩れ、脂質異常症などのリスクも引き起こすため、一定量の糖質は必要です。

制限する糖質は、おやつ「お菓子」や「果物」から始めましょう。

健康診断や血液検査で、「HbA1c」若しくは「GLU」の項目に、上向きの矢印がついていた方は、食事に気を付けてみましょう。

また、1年に1回は町や職場での健康診断を受け、身体の状態を確認しましょう。

【問い合わせ先】 保健福祉課 ☎42-0708



公益社団法人 日本糖尿病協会 製作DVDより引用

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 7時～11時30分 12時～17時 診療時間 9時～12時 14時～17時15分
○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。(開業医、休日当番医をご確認ください。)
○健康診断、予防接種等に関する予約等については診療時間内にお問い合わせください。

～出張診療所の外来診療時間～

目黒診療所：2月7日(木)、吉野診療所：2月14日(木)、谷口診療所：2月21日(木)
受付時間 13時～16時 診療時間 13時30分～16時30分



看護師緊急募集中！ 【問い合わせ先】 中央診療所 ☎42-0707

2月の森の国行事予定表

発行／松野町役場

編集／総務課

〒768-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
☎0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>
E-mail: m-sounu@town.matsuno.ehime.jp

日	曜日	予 定
1	金	
2	土	
3	日	分館対抗スポーツフェスティバル 当 植木整形外科 ☎22-0022 当 中山内科胃腸科 ☎22-0707 当 上田小児科・外科 ☎25-0100 当 鈴木整形外科・外科 ☎52-0104
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	消防出初式 当 上甲外科クリニック ☎25-5811 当 石川循環器科内科 ☎20-0320 当 山下小児科 ☎23-0055 当 市立津島病院 ☎32-2011
11	月	建国記念の日 当 鎌野病院 ☎24-6611 当 兵頭内科医院 ☎25-2772 当 こおり小児科 ☎24-5633 当 町立北宇和病院 ☎45-3400
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	松野町議会議員選挙 当 友松外科・胃腸科 ☎22-0410 当 和豊町松浦内科 ☎23-1510 当 こばやし小児科 ☎23-1150 当 水谷医院 ☎52-0144
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	第65回不器男忌俳句大会 当 河野整形外科クリニック ☎22-1822 当 田中循環器科内科 ☎22-0504 当 やくしじこどもクリニック ☎24-1386 当 橋本内科クリニック ☎52-0808
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	

ごみ収集日程表

可 燃 物

月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不 燃 物

資 源

月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上 家 地…第1・第3金曜日
吉野葛川地区…第2・第4月曜日

P E T ボトル

びん・かん

月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上 家 地…第2・第4水曜日
吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古 紙 類

月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上 家 地…第2火曜日
吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！
分ければ資源！
ゴミの減量化に
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。